

久喜市告示第 3 1 6 号

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

久喜市長 貴 志 信 智

別紙のとおり

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱（平成２２年久喜市告示第５５号）の一部を次のように改正する。

別表１の項から５の項までを次のように改める。

1	1 歳児 担当保育 士雇用費 補助金	低年齢児保育 促進事業実施要 綱（令和 8 年 6 月 1 9 日付けこ 支援第 1 8 6 号 埼玉県福祉部長 通知）第 4 の 1 の 1 歳児担当保 育士雇用費の規 定に基づき行う 事業で、1 歳児 担当保育士を雇 用する経費のう ち、保育単価に おける人件費の 額を超える経費	次により算定された額 (1) 補助単価 1 歳児 1 人につき月額 3 0, 0 0 0 円 ただし、公定価格（特定教育・保育、特別 利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、 特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及 び特別保育に要する費用の額の算定に関する 基準等（平成 2 7 年内閣府告示第 4 9 号。以 下この欄において「算定基準等」という。） 第 1 条第 1 2 項の額をいう。以下この欄にお いて同じ。）における 1 歳児配置改善加算 （算定基準等第 1 条第 2 3 の 3 項に規定する ものをいう。以下のこの欄において同じ。） を適用している場合は、3 0, 0 0 0 円から 公定価格単価表（算定基準等別表第 2 をい う。）の当該加算の「その他地域」区分の単 価を差し引いた額を補助単価とする。 (2) 補助基準額 対象私立保育所、幼保連携型認定こども園 及び保育所型認定こども園の保育所部分（以 下「対象保育所等」という。）の各月初日に おける 1 歳児の年間延べ人数に、補助単価を 乗じて得た額 ただし、小規模保育事業所（公定価格にお ける 1 歳児配置改善加算を適用している場合 を除く。）については、各月初日における 1
---	---------------------------------------	---	---

		歳児の年間延べ人数に、１５，０００円を乗じて得た額とする。
２ 乳児途中入所促進事業費補助金	低年齢児保育促進事業実施要綱第４の２乳児途中入所促進事業の実施に要する経費	次により算定された額 (１) 補助単価 未充足乳児１人につき月額１２０，０００円 (２) 補助基準額 対象保育所等の４月～６月初日における未充足乳児数（前年度３月１日現在の入所乳児数に比して申請年度各月１日現在の入所乳児数との差の人数）に補助単価を乗じて得た額 ただし、未充足乳児数は、乳児担当保育士等現員から乳児所要保育士等を引いた数に「３」を掛けた数を限度とする。
３ 障害児保育事業費補助金	私立の保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育所部分において、子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号及び第３号に	次により算定された額 (１) 補助単価 ア 久喜市障がい児保育事業実施要綱第２条第１号から第３号に規定する児童 月額７０，０００円×対象保育所等の各月初日現在の対象児童数×入所月数 イ 久喜市障がい児保育事業実施要綱第２条第４号に規定する児童 月額４０，０００円×対象保育所等の各月初日現在の対象児童数×入所月数

	規定する児童のうち、久喜市障がい児保育実施要綱第2条第1号から第4号に規定する児童の保育を行う保育士、保育教諭及び保育士とみなされる者（以下この欄において「保育士等」という。）の雇用（対象児童3人に対し、1人以上の割合で保育士等を配置する場合に限る。）に要する経費 ※ この事業において「保育士とみなされる者」とは、低年齢児保育促進事業実施要綱第3に規定する保育	
--	---	--

	士とみなされる者をいう。									
4 延長保育事業費補助金	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日付けこ成保第225号子ども家庭庁成育局長通知）に定める延長保育事業（訪問型を除く。）の実施に要する経費	延長時間により区分される次に定める額								
		(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）								
		ア 民間保育所及び認定こども園								
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>23,300円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>46,600円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>69,900円</td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	23,300円	2 時間	46,600円	3 時間	69,900円
		延長時間区分								
		1 時間	23,300円							
		2 時間	46,600円							
		3 時間	69,900円							
		イ 小規模保育事業所（A型）								
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>15,400円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>30,800円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>46,200円</td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	15,400円	2 時間	30,800円	3 時間	46,200円
延長時間区分										
1 時間	15,400円									
2 時間	30,800円									
3 時間	46,200円									
ウ 障害児保育加算（平均対象児童数が1人以上の施設）										
<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td>750,000円</td></tr></table>	延長時間区分		30分	150,000円	1 時間	300,000円	2～3 時間	750,000円		
延長時間区分										
30分	150,000円									
1 時間	300,000円									
2～3 時間	750,000円									
(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）										
ア 民間保育所及び認定こども園										
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr></table>	延長時間区分							
延長時間区分										

		<table><tr><td>30分</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>1,909,000円</td></tr><tr><td>2～3時間</td><td>2,955,000円</td></tr></table>	30分	600,000円	1時間	1,909,000円	2～3時間	2,955,000円											
		30分	600,000円																
		1時間	1,909,000円																
		2～3時間	2,955,000円																
		イ 小規模保育事業（A型）																	
		<table><tr><td></td><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">自園調理等</td><td>30分</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>1,556,000円</td></tr><tr><td>2～3時間</td><td>1,916,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>30分</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>1,510,000円</td></tr><tr><td>2～3時間</td><td>1,761,000円</td></tr></table>		延長時間区分		自園調理等	30分	600,000円	1時間	1,556,000円	2～3時間	1,916,000円	その他	30分	600,000円	1時間	1,510,000円	2～3時間	1,761,000円
			延長時間区分																
		自園調理等	30分	600,000円															
			1時間	1,556,000円															
			2～3時間	1,916,000円															
		その他	30分	600,000円															
			1時間	1,510,000円															
2～3時間	1,761,000円																		
※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用																			
5 一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第191号こども家庭庁成	実施方法により区分される次に定める額 （1） 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く。）（1か所当たり年額） （ア） 基本分 ① 保育従事者が全て保育士又は1日当																	

	育局長通知) に定める一時預かり事業 (一般型、幼稚園型 I 及び余裕活用型に限る。) の実施に要する経費	たり平均利用児童数おおむね 3 人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合	
		年間延べ利用児童数	基準額
		5 0 人未満	1, 5 3 9, 0 0 0 円
		5 0 人以上 1 0 0 人未満	2, 0 6 3, 0 0 0 円
		1 0 0 人以上 2 0 0 人未満	2, 5 5 5, 0 0 0 円
		2 0 0 人以上 3 0 0 人未満	3, 0 7 9, 0 0 0 円
		3 0 0 人以上 9 0 0 人未満	3, 4 9 2, 0 0 0 円
		9 0 0 人以上 1, 5 0 0 人未満	3, 7 4 0, 0 0 0 円
		1, 5 0 0 人以上 2, 1 0 0 人未満	5, 4 0 2, 0 0 0 円
		2, 1 0 0 人以上 2, 7 0 0 人未満	7, 0 6 4, 0 0 0 円
		2, 7 0 0 人以上 3, 3 0 0 人未満	8, 7 2 6, 0 0 0 円
		3, 3 0 0 人以上 3, 9 0 0 人未満	1 0, 3 8 8, 0 0 0 円

		3, 9 0 0人以上	1 2, 0 5 0, 0
		4, 5 0 0人未満	0 0 円
		② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の 場合	
		年間延べ利用児童数	基準額
		5 0 人未満	1, 5 3 9, 0 0 0 円
		5 0 人以上1 0 0 人 未満	2, 0 6 3, 0 0 0 円
		1 0 0 人以上2 0 0 人未満	2, 5 5 5, 0 0 0 円
		2 0 0 人以上3 0 0 人未満	3, 0 7 9, 0 0 0 円
		3 0 0 人以上9 0 0 人未満	3, 3 6 6, 0 0 0 円
		9 0 0 人以上1, 5 0 0 人未満	3, 6 0 5, 0 0 0 円
		1, 5 0 0 人以上 2, 1 0 0 人未満	5, 2 0 7, 0 0 0 円
		2, 1 0 0 人以上 2, 7 0 0 人未満	6, 8 0 9, 0 0 0 円
		2, 7 0 0 人以上 3, 3 0 0 人未満	8, 4 1 1, 0 0 0 円
		3, 3 0 0 人以上 3, 9 0 0 人未満	1 0, 0 1 3, 0 0 0 円

		<table><tr><td>3， 9 0 0人以上</td><td>1 1， 6 1 5， 0</td></tr><tr><td>4， 5 0 0人未満</td><td>0 0 円</td></tr></table>	3， 9 0 0人以上	1 1， 6 1 5， 0	4， 5 0 0人未満	0 0 円
3， 9 0 0人以上	1 1， 6 1 5， 0					
4， 5 0 0人未満	0 0 円					
		(イ) 基幹型施設加算 1， 4 0 0， 0 0 0 円				
		イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）				
		（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童）				
		(ア) 平日分 4 4 0 円				
		(イ) 長期休業日（8時間未満） 4 4 0 円				
		(ウ) 長期休業日（8時間以上） 8 8 0 円				
		(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 8 0 0 円				
		(オ) 長時間加算				
		（（ア）（イ）については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、（ウ）（エ）については8時間を超えた利用）				
		・ 超えた利用時間が2時間未満 1 0 0 円				
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未				

		満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額） 4,400円 エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 4,200円 オ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額） ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯 3,000円 ・ 市町村民税非課税世帯 2,400円 ・ 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・ その他要支援児童のいる世帯 1,500円 ※ オは緊急一時預かりを除く。 (2) 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分（ウを除く。）（児童1人当たり日額） （ア） 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 480円 ② 長期休業日（8時間未満） 480円
--	--	---

		③ 長期休業日（８時間以上） 9 6 0 円 Ⅱ 年間延べ利用児童数 2, 0 0 0 人以下の施設 ① 平日 （1, 7 6 0, 0 0 0 円 ÷ 年間延べ利用児童数）－ 4 4 0 円 （1 0 円未満切捨て） ② 長期休業日（８時間未満） 4 4 0 円 ③ 長期休業日（８時間以上） 8 8 0 円 （イ） 休日分（土曜日、日曜日及び国民 の休日等の利用） 8 8 0 円 （ウ） 長時間加算 Ⅰ （ア）Ⅰ①及び（ア）Ⅱ①については 4 時間（又は教育時間との合計が 8 時間）、（ア）Ⅰ③、（ア）Ⅱ③及び （イ）については 8 時間を超えた利用 の場合 ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 1 5 0 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間 未満 3 0 0 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 4 5 0 円 Ⅱ （ア）Ⅰ②及び（ア）Ⅱ②について
--	--	---

		は4時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 保育体制充実加算 I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円 II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円 ① 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 ② 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施していること。
--	--	--

		③ 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。 ④ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号ロ（附則第56条第1項の規定により読み替えて適用）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 ⑤ 教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 （オ） 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1,383,200円 ※1 ※2③の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。 ※2 次の要件を満たす施設に適用す
--	--	--

		る。 ① 平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 ② 次のいずれかの要件を満たしていること。 a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第４２条第１項に規定する連携施設となっていること。 b ３以上の市町村から園児を受け入れていること。 c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること。 ③ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。 イ 在籍園児以外の児童分（ウを除く。） （児童１人当たり日額） （ア） 基本分 ８８０円 （イ） 長時間加算（８時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が２時間未満 １５０円
--	--	--

		・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 ウ 特別な支援を要する児童分（児童 1 人当たり日額） ① 平日 4,000 円 ② 長期休業日 8,000 円 ③ 休業日（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 8,000 円 ※ 以下のいずれかの児童で市が認めるものに適用する。 （ア） 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 （イ） 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を
--	--	---

		要すると市が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額 (1施設当たり年額)は、11,245,300円を上限額とする。ただし、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア) (ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)又はウに係る基準額)を適用したことにより、11,245,300円を超えた場合は、この限りでない。 (3) 余裕活用型(児童1人当たり日額) ア 基本分 2,800円 イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 4,200円 ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円
--	--	---

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。